

【建設工事】 最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度 新旧対照表

※黄色の部分が改定箇所です。

改正項目		旧	新 (令和4年10月1日以降の入札公告及び 入札通知を行う入札から適用)
最低制限価格及び 低入札調査基準価格 (第4条)	土木工事	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 8.7 /10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額× 0.80 ④一般管理費等の額× 0.55	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 7.5 /10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ①直接工事費の額× 0.97 ②共通仮設費の額× 0.90 ③現場管理費の額× 0.90 ④一般管理費等の額× 0.68
	建築工事・水道 工事及び設備 工事	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 8.7 /10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④一般管理費等の額× 0.55	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の 7.5 /10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④一般管理費等の額× 0.68
	解体工事	設計・積算によらない解体工事の最低制限価格は、工事 価格に10分の8.7から10分の9.2までの範囲内 で契約執行者が定める割合を乗じて得た額から1万円 未満の端数を切り捨てた額	設計・積算によらない解体工事の最低制限価格は、工 事価格に10分の8.7から10分の9.2までの範 囲内で契約執行者が定める割合を乗じて得た額から1 万円未満の端数を切り捨てた額

<p>低入札価格調査制度における数値的判断基準 (失格基準)</p> <p>(第6条)</p>	<p>費目別 判断基準</p> <p>(第6 条第1 号)</p>	<p>①から④の額</p> <p>※①から④の額は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額×0.75</p> <p>② 共通仮設費の額×0.70</p> <p>③ 現場管理費の額×0.70</p> <p>④ 一般管理費等の額×0.55</p> <p>【建築工事・水道工事及び設備工事】</p> <p>① (直接工事費の額×0.90) ×0.75</p> <p>② 共通仮設費の額×0.70</p> <p>③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.70</p> <p>④ 一般管理費等の額×0.55</p>	<p>①から④の額</p> <p>※①から④の額は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額×0.75</p> <p>② 共通仮設費の額×0.70</p> <p>③ 現場管理費の額×0.70</p> <p>④ 一般管理費等の額×0.55</p> <p>【建築工事・水道工事及び設備工事】</p> <p>① (直接工事費の額×0.90) ×0.75</p> <p>② 共通仮設費の額×0.70</p> <p>③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.70</p> <p>④ 一般管理費等の額×0.55</p>
---	---	---	---

	<p>総額判断基準 (第6条第2号)</p>	<p>(2) 下記の①から④までの合計額から⑤を減じた額 ※ (①+②+③+④-⑤) は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55 ⑤ 工事価格の3%</p> <p>【建築工事・水道工事及び設備工事】</p> <p>① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④ 一般管理費等の額×0.55 ⑤ 工事価格の3%</p> <p>ただし、【土木工事】については、上記運用による(2)の額が、下記の合計額を超える場合は、下記の合計額を総額判断基準とする。 ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額×0.95 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55</p>	<p>(2) 下記の①から④までの合計額から⑤を減じた額 ※ (①+②+③+④-⑤) は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額×0.97 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ 現場管理費の額×0.90 ④ 一般管理費等の額×0.68 ⑤ 工事価格の3%</p> <p>【建築工事・水道工事及び設備工事】</p> <p>① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④ 一般管理費等の額×0.68 ⑤ 工事価格の3%</p>
--	----------------------------	--	--